

第9回群馬県世界遺産専門委員会 議事概要

- ・日時：令和3年2月16日（火）13：30～15：30
- ・場所：群馬県庁20階 201会議室（リモート開催）
- ・出席者：【委員等】委員7名、助言者（文化庁文化財調査官）1名
【事務局】群馬県8名、富岡市6名、伊勢崎市3名、藤岡市2名、
下仁田町3名

1 開会

- 2 あいさつ
- ・文化振興課 歴史文化遺産室長
 - ・世界遺産センター 石井名誉顧問
 - ・荻谷委員長

3 報告事項

世界遺産の保全状況等に関する定期報告について

- ・ユネスコに提出する定期報告の概要、設問内容、回答要旨について報告

4 協議事項

遺産影響評価について

- ・遺産影響評価の手順と体制（案）、「富岡製糸場と絹産業遺産群」版遺産影響評価マニュアル（素案）の目次・構成等について協議

5 その他

包括的な活用計画の検討状況について

- ・活用方針案、外国人意識調査結果、住民アンケート調査結果について報告

【委員等からの主な質疑・意見】

(1) 世界遺産の保全状況等に関する定期報告について

- ・本定期報告の目的である地域的協力とは何を指すのか。
→対象地域（アジア太平洋）ごとの課題や優れた取組を抽出し、まとめられることを指していると思われる。（文化庁）
- ・本定期報告によって世界遺産委員会から大きな指摘を受けた事例はあるか。
→回答内容が個別の問題として世界遺産委員会で取り上げられることはなく、あくまで対象地域ごとの統計処理や課題分析をするために使われる。（文化庁）

(2) 遺産影響評価について

- ・視点場を考える際に、固定視点場と移動視点場に分けて整理されたい。
- ・移動視点場からの影響を考える際は、移動中で最も影響の大きい視点から判定する方法が考えられる。
- ・フォトモンタージュを作成する際には、できるだけ人の視野角に近いフィルムカメラの50mm程度のレンズを使用すること。また、パノラマ写真の場合は、50mm程度のレンズを使用したカメラで撮影した写真を複数枚用意し、パソコン

ソフトを使って横に連結すること。印刷する際には、影響が過小に判定されないように、A3判横使い等のできるだけ大きな紙に印刷する方が望ましい。

- ・遺産影響評価に法的根拠を担保する場合、太陽光発電施設の場合、現状では、自治体が再生可能エネルギーに関する条例等を制定し、区域区分及び届出制に基づいて当該自治体の審議会等で審査する方法と、景観法第8条の「行為の制限」を利用する方法の2つが考えられる。これらの情報を世界遺産部局が集約し、情報交換しながら群馬県世界遺産協議会で議論し、開発を抑制していくことをマニュアルに盛り込んでいけば十分に達成可能と思われる。
- ・どの程度の開発がどのくらい出てきそうかという事務量の想定はしているか。
→マニュアルを検討する中で類例を蓄積していきたいと考えており、現状では想定できていない。（事務局）
- ・全国的に、遺産影響評価に係る事例で事業者は協力的な姿勢を示しているのか。
→全般的に協力的であり、特に再生可能エネルギーの場合は、企業イメージ又は地元対策という点でも協力的な傾向があるようである。（文化庁）
- ・環境アセスメントに関する条例は県や市町で制定しているのか。
→群馬県では環境アセスメントの条例を制定しているが、大規模開発が対象であり、県の環境アセスメントで対応することは難しいと思われる。（事務局）
- ・遺産影響評価の事業者負担における自治体の協力の範囲を明確にするとともに、判断の根拠を明確にしておく必要がある。
- ・市町の景観に関する諮問機関等とのすり合わせを十分に行い、本専門委員会等で世界遺産としての審査ができる仕組みを整えること。
- ・世界遺産の担当部局と環境の担当部局との情報共有に努めて欲しい。
- ・市町が景観行政団体の場合は、既存の制度で届出対象にするのか最初に検討し、それでも不可能な場合は個別の条例を検討することが考えられる。
- ・景観法や環境アセスメントとの連携や区分についても検討されたい。
- ・群馬県世界遺産協議会に、環境アセスメントの担当部局も入れてもらいたい。
- ・想定される事業は4つの資産それぞれで異なるものになるのではないか。
- ・緩衝地帯の外側における遺産影響評価はどのように考えているのか。
→緩衝地帯の外側についても緩衝地帯内と同様の手法で実施することをマニュアルの素案に記載している。（事務局）

(3) 包括的な活用計画の検討状況について

- ・活用計画を検討する際には、まちづくりの視点を盛り込むことが必要である。
- ・アフターコロナ又はウィズコロナの状況下における変化も考慮されたい。
- ・クラウドやリモートで世界中の情報が入手できる時代の中で、もう少し発想を飛躍させる必要がある。
- ・現場の持つ力は変わらないので、現場に来たときにより深く知ってもらうために、オンラインで得られる情報や多言語化は重要である。
- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成4資産だけについて考えるのではなく、「ぐんま絹遺産」をはじめとする群馬県の豊かな養蚕・製糸・織物文化の上に本世界遺産が成り立っているという、俯瞰的な視点に立って考えていくべきである。

(以上)